

2025年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

次の（設例1）及び（設例2）を読んで、問（1）及び問（2）に答えなさい。根拠条文があるときは、それを解答中に明示すること。

（設例1）

- 甲株式会社（以下「甲社」という。）は公開会社であり、その発行済株式総数、総株主の議決権数は1万株であるが、甲社株式は取引所に上場されていない。甲社の定款には、毎年3月末日を定時株主総会の基準日とする旨の定めがある。甲社は、株券発行会社であるが、種類株式発行会社ではない。また、甲社の定款には議決権の代理行使に関する定め、株主総会の決議要件に関する定めはない。
- 令和6年3月25日、甲社の株主名簿上1000株を有するAは、その保有する甲社株式の全部（以下「本件株式」という。）を代金の支払いと引換えにBに譲渡した。その際、同日を譲渡日とする譲渡契約書が作成され、株券もBに交付された。Bは、本件株式の譲受けにつき、甲社に対して株主名簿の名義を自己に書き換えるよう求める準備をしていたが、Bは、同月27日に交通事故に遭って入院したため、令和6年4月5日になって株券を提示して名義書換請求を行い、同日甲社はこれに応じた。
- 甲社は、令和6年6月26日に定時株主総会（以下「本件総会」という。）を開催することを予定している。甲社は、本件株式につき、本件総会の招集通知をAとBのいずれに対して送付するべきかにつき、検討している。

問（1）（配点：30点）

- 本件株式につき、本件総会の招集通知をAに対して送付することができるかどうかについて理由とともに述べなさい。
- 本件株式につき、本件総会の招集通知をBに対して送付することができるかどうかについて理由とともに述べなさい。
- かりに、上記の事実1. から3. のうち、2. において、Aが本件株式をBに譲渡したのが令和6年3月25日ではなく、同年4月2日であって、同月5日にBが甲社に対して名義書換請求を行い、同日甲社がこれに応じたとする。この場合に、甲社がBに対して招集通知を送付することができるかどうかについて理由とともに述べなさい。

2025年度 同志社大学大学院 司法研究科
後期日程入学試験問題 法律科目試験
(商 法)

(設例 2)

4. (設例 1) の事実 1. から 3. の後に、令和 6 年 6 月 3 日、甲社は、本件総会の招集通知を A に対して送付した。A はこの招集通知および C に議決権の代理行使を委任する旨を記載した委任状を C に渡し、C がこれらを提示して本件総会に出席しようとしたが、甲社の総会受付担当者は、本件総会の議場への C の入場を拒否した。
5. 本件総会では、甲社の取締役 D を選任する決議が行われ、出席株主の議決権数が 5000 個、D の選任に賛成した議決権の個数は 2800 個であった。本件総会の議長は、D の選任決議が可決されたと宣言した（以下「本件決議」という。）。
6. 甲社の株主名簿上、500 株を保有する旨の記載のある E は、適法な招集通知を受けて本件総会に出席し、本件決議に際して議案に反対の投票をした。E は、友人である C から、本件総会に参加できなかったことを告げられ、本件決議の効力を争おうと考えている。

問（2）（配点：20点）

E が本件決議の効力を争うことはできるか、また、そのために E はどのような主張をなすべきかを論じなさい。